

# 第24期宝塚市農業委員会

## 令和4年第5回議事録

(2022年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年5月20日

(2022年)

宝塚市農業委員会

## 第 2 4 期 宝塚市農業委員会 令和 4 年第 5 回議事録

1. 日 時 令和 4 年（2022年） 5 月 2 0 日（金） 14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3. 農業委員定数 1 3 人

4. 出席委員

1 番	平塚	三郎	7 番	塚本	俊昭
2 番	今里	浅一	8 番	中西	恵子
3 番	阪上	勝弥	9 番	平井	公雄
4 番	山添	令子	1 0 番	林	五郎
5 番	中西	瞳	1 2 番	嶽	広行
6 番	阪上	秀一	1 3 番	篠木	秀夫

5. 欠席委員

1 1 番 上田 健

6. 農地利用最適化推進委員定数 5 人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1 番阪上委員、2 番辻井委員、3 番東委員、4 番福井委員、5 番和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹、係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

1 0. 議 題

1 議案第 5 8 号 非農地証明願の件

2 議案第 5 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画決定の件

1 報告第 7 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の件

2 報告第 7 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件

3 報告第 7 7 号 農地の使用収益権（使用貸借）の合意解約届出の件

4 報告第 7 8 号 農地・農家台帳記載願の件

5 報告第 7 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

6 報告第 8 0 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

## 令和4年 第5回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和4年5月20日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和4年第5回の総会を開催します。本日は、11番上田委員が欠席ですが、第5回委員会は成立しています。

本日の議事録署名委員は、9番平井委員と12番嶽委員にお願いします。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようなので、議案審議に移ります。議案第58号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第58号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。

今回から農地法の抜粋を掲載しておりますので、ご確認ください。願出人、(住所)、(氏名)。土地の所在、山本丸橋(地番)。口谷西(地番)。それぞれ、田と畑。656㎡、254㎡。所有者は(氏名)。農地でなくなった時期と現況、40年前から周辺の市街化が進み、山本丸橋2丁目は昭和52年から駐車場、口谷西3丁目は昭和54年から事務所兼駐車場として賃貸業を開始し現在に至っている。証明を必要とする理由は、地目変更登記。添付書類は、昭和61年編集の阪神間都市計画平面図。

○林会長 地区担当委員の意見を伺います。阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題はありませんでした。

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件、証明することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

所在は、下佐曾(地番)。地目は、田。面積は、256㎡。貸主は(氏名)、借主は(氏名)。令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間で、使用貸借で、黒豆を植える予定。

○林会長 地区担当委員の意見を伺います。平井委員。

○平井委員 問題ありません。

○林会長 何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。続いて、報告事項に移ります。報告第75号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第75号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したのものについて、報告します。

まず、1件目と2件目、届出者が、(住所)、(氏名)。届出地は8筆あり、清荒神(地番)です。地目は全て田、5筆の合計が363.6㎡。3筆の合計が、498㎡。耕作者は、(氏名)です。今回の転用目的は、宅地及び道路となっております。造成期間、建設期間ともに、令和4年6月1日から90日間となっております。水利組合の同意書が添付。3件目、届出者(住所)、(氏名)です。場所は、御殿山(地番)。地目は田、地籍が107㎡。転用目的は駐車場。御殿山(地番)、外2筆の地目は畑、3筆合計2,296㎡で、転用目的は、高齢者向け住宅の建設。水利組合の同意書が添付されていました。4件目の高齢者向け住宅の建設は、面積が500㎡を超えますので、都市計画法第29条許可案件となっております。5件目、届出者(住所)、(氏名)。届出地、売布(地番)、外2筆。地目は田、地籍が488㎡。転用目的は、資材置場、駐車場、高木の切断。造成期間は令和4年の6月1日から180日間です。水利組合の同意書、隣地農地の同意書の添付があり、関西電力送配電株式会社より転用にかかる同意書も添付されていました。6件目、届出者、(住所)、(氏名)。届出地、山本東(地番)。地目は、畑。地籍が、287㎡。転用目的は、宅地として利用。水利組合の同意書の添付がありました。既に住宅として利用しているため、始末書も添付がありました。

○林会長 地区担当農業委員の意見を伺います。1番から5番までの関係、篠木委員。

○篠木委員 特にありません。

○林会長 6番の案件、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 特に問題ありません。

○林会長 その他何か御意見、質問等ありますか。特にないようですので、報告第76号 農地法第5条第1項7号の規定による届出の件を報告します。事務局から説明、をお願いします。

○事務局 報告第76号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したのものについて、報告します。

1件目、届出者、譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)。届出地、安倉南(地番)。地目、田。地籍、265㎡。耕作者、(氏名)。転用目的、分譲住宅建設、2棟。造成期間、令和4年7月1日から90日間。建設期間、令和4年10月1日から200日間。面積は、1戸当たり約92㎡。権利の種類、所有権。水利組合同意書が添付されていました。2件目、届出者(住所)、(氏名)。譲渡人(住所)、(氏名)。届出地、長尾町(地番)、地目、田。地籍537㎡。耕作者は、(氏名)さん。転用目的、資材置場。造成期間、令和4年7月上旬から10日間。建設及び建設施設はなし。権利の種類は、所有権。水利組合同意書が添付されていました。

3件目、譲受人(住所)、(氏名)。譲渡人(住所)、(氏名)、外2名。届出地、山本南3丁目61番、62番1、それぞれ、田、田。地籍396㎡、797㎡。耕作者は、(氏名)。転用目的、分譲住宅建設。造成期間、令和4年8月上旬から90日間。建設は、令和4年11月上旬から120日間。構造、施設の概要は、木造2階建

7戸。1戸当たり約110㎡。権利の種類は、所有権。水利組合同意書の添付がありました。特定開発事業です。4件目、届出者、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)。届出地、南ひばりガ丘(地番)。全て畑。3筆合計310㎡。耕作者は、(氏名)。転用目的、露天駐車場8台分。造成期間、令和4年4月30日から10日間。建設期間は、令和4年4月30日から10日間。建設施設なし。権利の種類は、所有権。水利組合同意書が添付されています。

○林会長 地区担当委員の意見を伺います。1番の案件、塚本委員。

○塚本委員 特に問題はありません。

○林会長 2番から4番の関係、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 問題はありません。

○林会長 本件に対しまして、何か御意見、御質問等ございますか。特にないので、報告第77号 農地の使用収益権(使用貸借)の合意解約届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第77号 農地の使用収益権(使用貸借)の合意解約届出の件。別紙のとおり、農地の使用収益権(使用貸借)の合意解約届出がありましたので、報告します。賃貸人、(住所)、(氏名)。賃借人、(住所)、(氏名)。賃貸借農地は、安倉南(地番)、地目は田、地籍は265㎡。合意が成立した日、(個人情報)。土地の引渡日、(個人情報)。離作補償はなし。使用貸借契約の解除となります。

○林会長 農業委員、推進委員ともに何か御意見、質問等ありますか。特にないので、次に移ります。報告第78号 農地・農家台帳記載願の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第78号 農地・農家台帳記載願の件。農地・農家台帳記載の依頼がありましたので報告します。農地として使われている部分を、一体として農地として使いたいとの届出がありました。届出するには、土地の全部事項の地目をまず変えてから農業委員会に提出、現地立会いで現場を確認後、農地台帳に記載するという流れになっております。届出者、(住所)、(氏名)。土地の表示、南ひばりガ丘(地番)、地目は畑、地籍は109㎡、所有者は(氏名)。

○林会長 担当地区農業委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 問題はありませんでした。

○林会長 農業委員、推進委員ともに何か御意見、御質問等ございますか。特にないので、次に移ります。報告第79号 相続税の納税猶予に関する適格者照明の件を報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 報告第79号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件。租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明したので、報告します。相続人、(住所)、(氏名)。被相続人、(住所)、(氏名)。相続開始年月日は(個人情報)。所有面積は、1,635㎡。納税猶予の農地は、山本丸橋(地番)、300㎡。当該農地は野菜として利用しています。

○林会長 阪上委員何ご意見ありますか。

○阪上秀一委員 問題ありません。

○林会長 その他農業委員、推進委員ともに何か御意見、御質問等ございますか。特にないので、報告第80号相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局お願いします。

○事務局 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等にかかる農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。1件目、申請人、(住所)、

〔氏名〕。農業経営期間は、平成31年3月16日から令和4年4月11日。耕作面積は3筆合計で、1,139㎡。自作地、福井町〔地番〕です。証明年月日は令和4年4月11日。福井町の上2筆は、畑、下1筆は、果樹として利用。2件目、〔住所〕、〔氏名〕。農業経営期間は、平成31年3月16日から令和4年4月11日。耕作面積は165㎡。納税猶予農地は1筆で、福井町〔地番〕で165㎡。証明年月日は令和4年4月11日。果樹として利用。3件目、〔住所〕、〔氏名〕。農業経営期間は、平成31年4月18日から令和4年4月12日、耕作面積は3筆合計で、2,417㎡。安倉北〔地番〕となっております。証明年月日は令和4年4月12日で、全て区画整理中。

○林会長 何か御質問等ありますか。特にないようでしたら、本日の議案2件、報告6件について、審議等は終了させていただきます。

これを持ちまして、令和4年第5回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番（会長） 林 五 郎

9番 平井 公雄

12番 嶽 広行